

法人税

1、所得拡大促進税制の拡充

拡充

減税

改正の内容

継続雇用者の平均給与が、**前年の2%以上**増加した場合は、1) 雇用者給与の増加額の**10%に加えて**、2) 雇用者給与の増加額の**12%**（新規採用者の給与等の金額を限度）、を税額控除（つまり**合計22%**を税額控除）できるようにする。（現状は、1)の雇用者給与の増加額の10%の税額控除のみ）

適用が見込まれる者

形式的には、給与増加額の10%の控除 最大22%の控除と控除額が増加。ただ、現状は、平成24年度に比較して増加した給与が対象であり、加えて、減税額はその年の法人税額の20%で頭打ちになっている会社が多く、実質的に減税となるかは・・・

2、中小企業経営強化税制（100%償却又は特別控除）

拡充

減税

改正の内容

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、**経営力向上計画**の認定を受けた中小企業者等が生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで一定のもの（注）を事業供用した場合は、**100%償却**又は**7%（又は10%）の税額控除**ができる。

（注）販売開始から一定年数以内のもので生産効率等が1%以上向上するもの、又は年平均の投資利益率が5%以上となることにつき経済産業大臣の確認を受けたもの

適用が見込まれる者

生産等設備とあるが、製造業以外にも適用可能。対象設備からは、事務用器具備品や、本店等にかかる建物附属設備を除く。

3、その他

研究開発税制について、増加型の廃止に伴って、総額型の控除率については、試験研究費の増減割合に応じた税額控除とする。

また、試験研究費の範囲に、大量の情報処理等の「新サービス」に係る費用を追加する。

組織再編税制について、**分割型分割による「事業の切り出し」**を容易にするために、**適格要件を緩和**する。同様の効果を及ぼすために、**子会社株式の現物分配**についても、**課税の繰り延べ**を行う。

定期同額給与に「税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額」が同額である給与を加える。

地域、業種の限定はあるが、測定工具等、器具備品、建物附属設備等のうち一定のものには、固定資産税の減免措置が追加される。

法人税の実効税率は、予定とおり平成28年度29.97%→平成30年度29.74%に。

資本金1億円以下の法人でも、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人は、中小企業向け政策減税の対象としない。（平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用）

詳細は本資料の相続税・贈与税編で触れるが、**非上場株式の評価方法の変更**は、株価の高い会社にとっては実質大増税。